

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年9月 10 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
--------------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600088号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600046号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(令和元年12月20日)及び取得年月日(令和5年5月1日)を取り消し、令和元年12月から令和2年3月までの標準報酬月額を62万円、同年4月から令和3年2月までの標準報酬月額を36万円、同年3月から令和5年4月までの標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

令和元年12月20日から令和5年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年12月20日から令和5年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年12月20日から令和5年5月1日まで

私はA社に勤務しているが、同社が誤って私の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出してしまった。後日、取消届が提出されたが、請求期間は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、当該期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び同社の事業主回答により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により役員報酬から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、令和元年12月から令和2年3月までは62万円、同年4月から令和3年2月までは36万円、同年3月から令和5年4月までは17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年12月から令和5年4月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和元年12月20日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届

に係る取消届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和7年6月12日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和元年12月20日から令和5年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600247号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600021号

第1 結論

昭和62年*月から昭和63年3月までの請求期間及び平成元年3月から同年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和62年*月から昭和63年3月まで
② 平成元年3月から同年8月まで

私の両親は、私が専門学校に通っていた20歳の頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間①に係る国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、請求期間②についても、当時は働いていなかったため、請求期間①と同様に両親が納付してくれていたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、両親が国民年金の加入手続きを行い、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているものの、請求者の父親は既に亡くなっているほか、請求者の母親は、請求者の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付について覚えていないと陳述していることから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)*において、国民年金被保険者資格取得年月日を昭和62年*月*日とする処理が平成7年4月27日に行われていることから、請求者の国民年金の加入手続き時期は、同年4月頃と推認され、当該加入手続きが行われるまで請求者は国民年金に未加入であり、請求期間①及び②当時に請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間①及び②に住居登録をしていたA市は、当該期間における国民年

金に関する資料（受付処理簿、被保険者名簿等）については、保存期限経過等の理由により保管していない旨、また、同市の電算システムにおいて請求者に係る情報はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600168号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600045号

第1 結論

- 1 請求期間のうち平成23年8月8日から平成24年2月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間のうち平成26年6月28日から同年7月20日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年8月8日から平成24年2月1日まで
② 平成26年6月28日から同年7月20日まで

私はA社に平成23年8月8日から勤務していたが、様々な理由をつけられ、約半年もの間、社会保険に加入させてもらえなかった。しかしながら、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は入社日と同日になるはずである。

また、A社では、有給休暇を一日も取得させてもらえないまま退職扱いにされた。もし、未消化の有給休暇を取得していれば、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成26年7月20日になるはずである。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社に照会したところ、同社の親会社(B社)は、当該期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無は不明であり、これらを確認できる資料を保有していない旨回答している。

また、請求期間①及び②においてA社の厚生年金保険被保険者となっている複数の者に照会したものの、請求者の当該期間における勤務実態をうかがえる回答を得ることができなかった。

さらに、日本年金機構から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届により、A社の事業主がオンライン記録どおりの日付で請求者の資格取得年月日及び資格喪失年月日を届け出ていたことが確認できる。

加えて、請求者は厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を保有していない

旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。